

「加賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案」に対するご意見等の概要とその回答

- 1 意見募集期間 令和3年2月5日（金）～令和3年2月19日（金）
- 2 周知方法 市ホームページ、子育て支援課、山中温泉支所、各出張所、各図書館、各地区会館、各放課後児童クラブ
- 3 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ、電子メール
- 4 意見等の提出者数 4名
- 5 意見等の件数 4件

No.	ご意見の概要	ご意見への回答（対応）
1	<p>上記基準の改正に賛成しますが、安全確保策を講じた上での部分を十分に取らなければならないと考えます。</p>	<p>放課後児童健全育成事業に関する基準省令が改正され、事前に児童数が少なくなる時間帯等を把握し、安全確保方策について定められている場合には、放課後児童支援員を1人とできることとされました。</p> <p>これを受けて、本市においても放課後児童支援員の質向上のための研修機会の確保、働き方改革への対応など今日的な課題に対応するために「利用者がおおむね6人以下となる時間帯において、利用者の支援に支障がない場合に放課後児童支援員1人とすることができる。」とするものです。</p> <p>児童数が少なくなる時間帯としては、国の通知では、20人未満になる時間帯及び曜日を想定しておりますが、本市においては、保育園における人員基準を参酌し、おおむね6人以下としております。</p> <p>また、利用者の安全確保策としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内にある他の事業所、施設（学校、保育園、地区会館等）への緊急連絡体制の確立（緊急時の連絡方法を定めた協定書の締結等）する。 ・利用者が外部に自ら通報することができる非常通報装置又は緊急連絡装置等を設置する。 <p>など、事前に事業者から市に協議を受け、確認したうえで「放課後児童支援員1人とすることができる。」ことといたします。</p>

2	<p>おおむね改正には賛成です。</p> <p>条文にある「利用者の支援に支障がない場合」について、具体的にどのような状態でどのような対策をとるのか各学童クラブに明確な指導を行って頂きたい。</p> <p>「6人以下」というのも、数名であれば1名の支援員でも対応することがイメージできるが、5, 6名の場合の緊急時の対応に不安を感じます。</p>	
3	<p>支援員が1人の場合、支援員自身になにか緊急事態が起こった場合、また、複数の利用者がいて利用者に緊急事態が起こった場合に迅速な対応が難しいと考えます。</p> <p>事業所(者)は市に対して、支援員が1人で保育にあたる場合の具体的な安全確保策の報告義務が必要と考えます。また、市は安全確保策を精査しなければいけないと思います。</p>	<p>安全確保策については、上記1のとおり、事前に事業者から市に協議を受け、確認したうえで「放課後児童支援員1人とすることができる。」ことといたします。</p>
4	<p>土曜日は、学校も休校となっている為、もし万が一支援員の急変、体調不良になった場合、利用する児童が対応できないのではないかと思います。2人体制であれば、もう1人の職員が迅速に対応でき、児童へのフォローもできると考えます。保育園や他の施設と併設されている学童クラブだと対応がまた変わってくるのかと思います。</p> <p>また、6人以下という設定も多いように感じます。1人体制の場合、待機職員をつくり、緊急な時にかけてられるよう、すぐに連絡がつく状態にしていると安心かと思います。</p>	<p>放課後児童クラブの実施場所や併設施設などは、各クラブによって実態がさまざまであることから、安全確保策については、上記1のとおり、他の施設と併設している場合の連携方法や、利用者が外部に自ら通報することができる非常通報装置など、事前に事業者から市に協議を受け、確認したうえで「放課後児童支援員1人とすることができる。」ことといたします。</p> <p>「利用者がおおむね6人以下」については、国の通知では、20人未満になる時間帯及び曜日を想定しておりますが、本市においては、保育園における人員基準を参酌し、おおむね6人以下としております。</p>